

議案第24号

磐田市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

磐田市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和8年2月16日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

磐田市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年磐田市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表中

いじめ問題再調査委員会委員	日額	10,000
---------------	----	--------

を

いじめ問題再調査委員会委員	日額	10,000
学校運営協議会委員	日額	2,000

に

改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

磐田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

現行			改正案		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
区分	報酬額		区分	報酬額	
略			略		
いじめ問題再調査委員会委員	日額	10,000	いじめ問題再調査委員会委員	日額	10,000
(追加)			学校運営協議会委員	日額	2,000
略			略		